

監査監第1322号
令和3年12月28日

さいたま市長 清水 勇 人 様
さいたま市議会議長 島 崎 豊 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸
同 工 藤 道 弘
同 傳 田 ひろみ
同 神 坂 達 成

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

経済局

農業政策部

農業環境整備課、農業者トレーニングセンター、見沼グリーンセンター、
食肉中央卸売市場・と畜場

建設局

建築部

営繕課、保全管理課、設備課

北部建設事務所

下水道再整備課、下水道建設課

(2) 監査の範囲

令和元年度繰越工事及び令和2年度に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和2年度に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
経済局 農業政策部	農業環境整備課	①岩槻区野孫地区用水路整備工事（末田214） ②岩槻区尾ヶ崎地区用水路整備工事（綾543）
	建設局 建築部	③浦和南高等学校便所改修工事
建設局 建築部	営繕課	④宮原コミュニティセンター中規模修繕（建築）工事
	保全管理課	⑤宮原コミュニティセンター中規模修繕（電気設備）工事
	設備課	⑥宮原コミュニティセンター中規模修繕（機械設備）工事
建設局 北部建設事務所	下水道再整備課	⑦中島雨水幹線護岸工事（北再-R1-3009）
	下水道建設課	⑧鴨川第12処理分区下水道工事（北建-R1-1011）

担 当		施 設 修 繕 名
経済局 農業政策部	農業者トレーニングセンター	①さいたま市農業者トレーニングセンターボイラーデジタル指示計、温度センサー等修繕
		②さいたま市園芸植物園第2キューピクル他修繕
	見沼グリーンセンター	③大宮花の丘農林公苑外灯LED交換修繕
		④大宮花の丘農林公苑苑内灯LED交換修繕
	食肉中央卸売市場・と畜場	⑤さいたま市食肉市場井水ろ過装置ろ材交換修繕
		⑥さいたま市食肉市場井水ろ過装置五方弁整備外修繕
		⑦さいたま市と畜場大動物自動洗浄装置修繕

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

ア 地元住民に対し、事業概要について事前説明及び調整がなされているか。

(2) 設計

ア 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。

イ 工期の設定は適切に行われているか。

ウ 法令等に適合した設計となっているか。

(3) 積算

ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

イ 数量及び金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。

ウ 特殊な工法・材料・機器等を使用する場合の参考見積書は、内容、条件、時期等が設計図書と適合しているか。また、適切な事務手続により原則として複数の業者から取り寄せられているか。

(4) 契約

ア 契約発注の時期及び契約変更時期は適切か（年度末偏在等）。

イ 追加契約あるいは設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時かつ適切に行われているか。

(5) 施工

ア 法令等を遵守して施工されているか。

イ 工事が遅延した場合の措置は適切に行われているか。

ウ 高所作業や掘削作業等に係る労働災害防止のための必要な対策は行われているか。

エ 試験成績表及び各種検査報告書は整備されているか。また、その報告書等の内容は適切か。

(6) 検査

- ア 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
- イ 工事成績評定は、適切に行われているか。
- ウ 工事は設計書どおりに施工されているか。また粗悪な材料の使用、粗雑な施工、手抜き等の事実はないか。
- エ 検査調書等検査記録は整備されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和3年8月5日（木）から令和3年12月23日（木）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に別表のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。

別 表

建設局

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
建築部 営繕課	③浦和南高等学校便所 改修工事	<ul style="list-style-type: none">・小梁と構造上一体となっている鉄筋コンクリート造の間仕切壁の撤去において、間仕切壁が撤去された状態における小梁の構造耐力に係る安全性を確認しないまま施工していることから、当初から建築基準法第20条に基づく検証を行い、間仕切壁の撤去後における構造耐力上の適法性を確認すべきである。・工事完成通知書の受理において、決裁処理が見受けられないことから、さいたま市文書管理規則第15条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。・軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員が設計変更の内容を承諾しているが、軽微な設計変更の決定に関することは課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、課長の決裁を得たうえで工事現場連絡票により承諾すべきである。

別 表

建設局

<p>建築部 保全管理課</p>	<p>④宮原コミュニティセンター中規模修繕(建築)工事</p>	<p>・軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員が設計変更の内容を承諾しているが、軽微な設計変更の決定に関することは課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、課長の決裁を得たうえで工事現場連絡票により承諾すべきである。</p>
<p>建築部 設備課</p>	<p>⑤宮原コミュニティセンター中規模修繕(電気設備)工事</p>	<p>・軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員が設計変更の内容を承諾しているが、軽微な設計変更の決定に関することは課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、課長の決裁を得たうえで工事現場連絡票により承諾すべきである。</p>
	<p>⑥宮原コミュニティセンター中規模修繕(機械設備)工事</p>	<p>・軽微な設計変更に係る受注者との工事現場連絡票による協議において、決裁を得ずに主任監督員が設計変更の内容を承諾しているが、軽微な設計変更の決定に関することは課長の専決事項であることから、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、課長の決裁を得たうえで工事現場連絡票により承諾すべきである。</p>

別 表

建設局

北部建設事務所 下水道建設課	⑧鴨川第12処理分区 下水道工事(北建-R 1-1011)	・高さが2m以上の開口部付近での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、監督員は受注者を指導・監督すべきである。
-------------------	-------------------------------------	--

別 表

経済局

担 当 課	施設修繕名	指 摘 事 項 等
<p>農業政策部 農業者トレーニングセンター</p>	<p>①さいたま市農業者トレーニングセンターボイラーデジタル指 示計、温度センサー等 修繕</p>	<p>・契約の方法及び手続きにおいて、通常の契約事務手続きで対応可能な機器の故障を要緊急修繕と判断したにもかかわらず、契約が機器の故障から約2か月後となっていること及び、要緊急修繕と判断したことにより予定価格書や見積結果表など、通常の施設修繕で整備すべき書類を省略したまま完成に至っていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、契約事務の手引及び随意契約ガイドライン等に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>
	<p>②さいたま市園芸植物園第2キューピクル 他修繕</p>	<p>・契約の方法及び手続きにおいて、通常の契約事務手続きで対応可能な機器の故障を要緊急修繕と判断したにもかかわらず、契約が機器の故障から約6か月後となっていること及び、要緊急修繕と判断したことにより予定価格書や見積結果表など、通常の施設修繕で整備すべき書類を省略したまま完成に至っていることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号、契約事務の手引及び随意契約ガイドライン等に基づき、適正な事務処理を行うべきである。</p>